

佐賀県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和元年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		3.9E-4	2.2E-1	3.6E+1	35.8
64	エトフェンプロックス	1.3E+1	1.1E+1	3.4E+0	1.7E+1	44.5
117	テブコナゾール				2.9E+0	2.9
139	トラロメトリン			6.1E+0	1.4E+0	7.5
140	フェンプロパトリン			2.1E+0		2.1
153	テトラメトリン	1.2E+2	1.9E+0	1.1E+2	7.9E-2	226.6
181	ジクロロベンゼン	2.2E+2	1.6E+2			376.0
225	トリクロルホン		3.3E+0			3.3
248	ダイアジノン		5.0E-1			0.5
251	フェニトロチオン		9.4E+1	1.7E+0	6.8E-2	96.0
252	フェンチオン	2.7E+0	4.8E+1			51.0
256	デカン酸				3.2E+0	3.2
350	ベルメトリン	7.9E+0	2.6E+1	8.1E+0	4.8E+1	90.5
405	ほう素化合物		3.2E-1	9.8E+0	2.0E+0	12.1
427	カルバリル			8.1E+1		81.1
428	フェノプカルブ			6.0E+1	1.3E+2	190.2
457	ジクロールボス	5.3E+1	4.4E+2			489.8
合 計		4.1E+2	7.8E+2	2.8E+2	2.4E+2	1713.2

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注)衛生害虫…蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫…ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等